

八洲学園大学国際高等学校学則変更の事由

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十四条及び第九十六条の規定に基づき、高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）が改正されるため、八洲学園大学国際高等学校学則を変更する。

「学則」新旧の比較対照表

新旧の比較対照表	
新	旧
別表 1 - 1	(追加)
別表 1 - 2	(追加)
別表 2 - 1	(追加)
別表 2 - 2	(追加)
附則 1 本学則は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。 1 本学則は平成 15 年 4 月 1 日より施行する。 1 本学則は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。 1 本学則は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。 <u>1 本学則は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。</u> <ul style="list-style-type: none">・ <u>第 10 条の規定に関わらず、平成 24 年度 1 年次生は別表 1-1 に定める通りとする。平成 25 年度 1 年次生からは別表 1-2 に定める通りとする。</u>・ <u>第 11 条、および第 12 条 2 項の規定に関わらず、平成 24 年度 1 年次生は別表 2-1 に定める通りとする。平成 25 年度 1 年次生からは別表 2-2 に定める通りとする。</u>	附則 1 本学則は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。 1 本学則は平成 15 年 4 月 1 日より施行する。 1 本学則は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。 1 本学則は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。